

## 第六五回

### 参第八号

#### 情報処理基本法（案）

#### 目的

##### 第一章 総則（第一条 - 第六条）

##### 第二章 情報処理振興基本計画（第七条・第八条）

##### 第三章 情報処理の振興に関する国の施策（第九条 - 第二十二条）

##### 第四章 情報処理振興委員会（第二十三条 - 第二十五条）

##### 第五章 補則（第二十六条・第二十七条）

#### 附則

##### 第一章 総則

##### （目的）

第一条 この法律は、情報処理の振興に関し国が講ずべき施策の基本となる事項を定めることにより、情報処理の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もつて国民経済の発展と国民福祉の向上に寄与することを目的とする。

##### （定義）

第二条 この法律において「情報処理」とは、電子計算機を使用して、情報につき計算、検索その他の処理を行なうことをいう。

2 この法律において「プログラム」とは、電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。

##### （国の施策）

第三条 国は、この法律の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項につき、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的かつ計画的に講じなければならない。

一 電子計算機及び情報処理に関する技術（以下「電子計算機等に関する技術」という。）の研究及びその成果の利用の推進を図ること。

二 電子計算機の製造及び情報処理に関する業務に従事する研究者、技術者その他の者（以下「研究者等」という。）の確保及び待遇の適正化を図ること。

三 電子計算機及び情報処理に関する工業標準化の推進を図ること。

四 隔地間における情報処理の円滑化を図ること。

五 電子計算機の製造及び情報処理に関する事業（以下「電子計算機の製造等に関する事業」という。）の振興を図ること。

六 電子計算機及び情報処理に関する情報の流通の円滑化を図ること。

七 電子計算機及び情報処理に関する知識の普及及び啓発の推進を図ること。

八 電子計算機及び情報処理に関する知識及び技術の国際交流の推進を図ること。

九 前各号に掲げるもののほか、情報処理の振興に必要な事項

##### （地方公共団体の施策）

第四条 地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるように努めなければならない。  
(法制上の措置等)

第五条 政府は、この法律の目的を達成するため必要な法制上、財政上及び金融上の措置を講じなければならない。  
(年次報告)

第六条 政府は、毎年、国会に、情報処理の普及及び高度化の状況並びに政府が情報処理の振興に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

## 第二章 情報処理振興基本計画

(基本計画)

第七条 政府は、情報処理の振興に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 情報処理の振興に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、情報処理の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 第一項の規定により基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ情報処理振興委員会の議を経なければならない。

4 政府は、情報処理の普及及び高度化の状況、政府が情報処理の振興に関して講じた施策の効果等を勘案して、毎年、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。

5 政府は、第一項の規定により基本計画を定め、又は前項の規定により基本計画を修正したときは、その要旨を公表しなければならない。

第八条 政府は、基本計画に定める事項については、これに即して情報処理の振興に関する施策を講じなければならない。

## 第三章 情報処理の振興に関する国の施策

(研究環境の整備)

第九条 国は、電子計算機等に関する技術の進展に即応し、電子計算機等に関する技術の研究に必要な施設及び設備の充実並びに研究費の確保等研究環境の整備に必要な施策を講ずるものとする。

(研究の効率的推進)

第十条 国は、電子計算機等に関する技術の研究の効率的推進を図るため、適切な計画による研究の実施の推進、研究者の交流の円滑化、共同研究の推進、研究に必要な施設及び設備の共同利用の推進等に必要な施策を講ずるものとする。

(研究者の創意)

第十一条 国は、前二条の施策を講ずるに当たっては、研究者の創意が十分発揮されるように配慮するものとする。

(研究成果の利用)

第十二条 国は、電子計算機等に関する技術の研究の成果の利用を図るため、企業化に必要な資金の融通の円滑化、プログラムの保護及び流通に関する制度の整備等その普及及び企業化等の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(研究者等の確保)

第十三条 国は、研究者等を確保し、その能力の向上を図るため、教育、研修、訓練等について必要な施策を講ずるものとする。

(研究者等の待遇)

第十四条 国は、研究者等の待遇の適正が期せられるように必要な施策を講ずるものとする。

(工業標準化の推進)

第十五条 国は、電子計算機等に関する技術の進歩の状況を考慮しつつ、電子計算機の形状、構造、性能、使用方法その他電子計算機及び情報処理に関する事項についての工業標準を制定し、及び普及するのに必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、同項の工業標準と国際的な工業標準との間にかい離を生じないように配慮するものとする。

(隔地間情報処理の円滑化)

第十六条 国は、隔地間における情報処理の円滑化を図るため、電子計算機に接続する電気通信回線(以下この条において「電気通信回線」という。)の利用に関する制度の整備、電気通信回線の量の増加及び質の改善、電気通信回線の利用に関する料金の適正化等必要な施策を講ずるものとする。

(電子計算機の製造等に関する事業の振興)

第十七条 国は、電子計算機の製造等に関する事業の発展の状況を考慮しつつ、電子計算機の製造等に関する事業における業務の改善又は技術の向上に必要な資金の融通の円滑化を図り、電子計算機の製造等に関する事業について税制上の特別措置を講ずる等電子計算機の製造等に関する事業を振興するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、電子計算機の製造等に関する事業を営む者のする自主的な勢力を助長することを旨とするものとする。

(情報流通の円滑化)

第十八条 国は、電子計算機及び情報処理に関する情報の流通の円滑化を図るため、その流通に関する体制の整備、電子計算機及び情報処理に関する情報の処理方式の高度化等に必要な施策を講ずるものとする。

(普及啓発)

第十九条 国は、電子計算機及び情報処理に関する知識の普及及び啓発を図るため、中学校及び高等学校における電子計算機及び情報処理に関する基礎的な教育の実施の推進、電子計算機及び情報処理に関する教養講座の開設の推進等必要な施策を講ずるものとする。

る。

(国際交流の推進)

第二十条 国は、研究者等の交流、電子計算機及び情報処理に関する共同研究、電子計算機及び情報処理に関する情報の交換等を広く国際的に推進するため必要な施策を講ずるものとする。

(情報処理の振興に関するその他の施策)

第二十一条 国は、前十二条の施策を講ずるほか、国及び地方公共団体の機関における情報処理の拡充を図り、電子計算機の導入に必要な資金の貸付け、電子計算機の抵当に関する制度の整備等により電子計算機の企業への導入を促進し、会社法、税法、統計法その他の法制における帳簿、書類等の作成及び保存に関する制度を整備する等情報処理の振興に必要な施策を講ずるものとする。

(国の施策の実施についての配慮)

第二十二条 国は、情報処理の振興に関する施策を講ずるに当たっては、国民の私生活の自由を侵害することとならないように配慮するものとする。

#### 第四章 情報処理振興委員会

(情報処理振興委員会)

第二十三条 情報処理の振興に関する国の施策の総合的かつ計画的な推進と情報処理の振興に関する行政の民主的な運営に資するため、総理府に情報処理振興委員会(以下「委員会」という。)を置くものとする。

第二十四条 委員会は、情報処理の振興に関する事項について企画し、審議し、及び決定する。

第二十五条 この法律で定めるもののほか、委員会については、別に法律で定める。

#### 第五章 補則

(情報処理振興事業団)

第二十六条 政府の監督の下に、情報処理に関する事業等に対し、電子計算機の導入、プログラムの開発その他業務の改善又は技術の向上に必要な資金を貸し付け、開発を特に促進する必要がある、かつ、その開発の成果が事業活動に広く用いられるプログラムを開発する等の業務を行なわせるため情報処理振興事業団を置くものとする。

2 情報処理振興事業団については、別に法律で定める。

(行政組織の整備等)

第二十七条 国及び地方公共団体は、第三条又は第四条の施策を講ずるにつき、相協力するとともに、行政組織の整備及び行政運営の改善に努めるものとする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(総理府設置法の一部改正)

2 総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 情報処理基本法（昭和四十六年法律第 号）第六条に規定する報告の作成及び同法第七条に規定する基本計画の策定に関する事務の総括に関すること。

## 理 由

情報処理の振興が国民経済の発展と国民福祉の向上に寄与することにかんがみ、情報処理の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、情報処理の振興に関し国が講ずべき施策の基本となる事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。